

開会の日 令和8年6月29日（月）
場 所 委 員 会 室

◆出席委員（6人）

委員長	森	要
副委員長	中 田	利 昭
委員	小 笠 原	美 保 子
委員	上 ケ 吹	豊 孝
委員	住 田	清 美
委員	野 村	勝 憲

◆欠席委員（なし）

◆説明のため出席した者の職氏名

市長	都 竹 淳 也
副市長	藤 井 弘 史
環境水道部長	谷 口 正 樹
環境水道部次長兼水道課長	藤 白 規 良
水道課長補佐兼管理係長	白 木 大 輔

◆職務のため出席した事務局員

議会事務局長	砂 田 健 太 郎
書記	倉 坪 正 明
書記	川 端 嘉 恵

◆ 本日の会議に付した事件

1. 付託案件審査

議案第51号 飛騨市水道事業及び下水道事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例について

2. 管外視察について

3. その他

(開会 午後 1 時00分)

◆開会

●委員長（森要）

ただいまより第9回産業常任委員会を開きます。本日の出席は全員であります。

会議録署名は委員会条例第30条の規定により、委員長がこれを行います。

当委員会に付託された案件は、お手元に配付のとおりです。

審査に入る前にお願いをします。委員の発言はまず挙手をし、委員長の指名を受けた後、マイクを使い自己の名前を教えてください。質疑は一問一答制とし、要領よく簡潔に行われますようお願いします。

次に、理事者側の説明において、議案の朗読を省略することとします。また、部長以外の職員が説明及び答弁する場合は、委員長の指名を受けた後、課名と氏名を告げてから発言してください。

以上、御協力をお願いします。

◆ 1. 付託案件審査

議案第51号 飛騨市水道事業及び下水道事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例

●委員長（森要）

それでは付託案件の審査を行います。

議案第51号、飛騨市水道事業及び下水道事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例についてを議題とします。説明を求めます。

（「委員長」との声あり） ※以下、この「委員長」と呼ぶ声の表記は省略する。

●委員長（森要）

谷口環境水道部長。 ※以下、この委員長の発言者指名の表記は省略する。

□環境水道部長（谷口正樹）

議案第51号、飛騨市水道事業及び下水道事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例について説明いたします。

議案の要旨で説明いたしますので、4ページを御覧ください。提案理由ですけれども、地方自治法の改正及び錯誤に伴う改正でございます。

制定改廃の根拠等につきましては、地方自治法の一部を改正する法律の一部の施行期日を定める政令の公布により、地方自治法の一部を改正する法律の一部が施行されることに伴う所要の改正及び錯誤に伴う改正を行うものでございます。

条例の概要でございますが、まず改正の趣旨でございます。改正法により、新たに第243条の2の7に特定歳入等の収納に関する規定が設けられたことから条文が繰り下がり、条ずれが生じたもの。また、上記の条ずれの改正施行期日は「公布の日から起算して2年6か月を超えない範囲内において政令で定める日」とされており、施行期日を定める政令が公布されたことから、所要の改正及び錯誤に伴う改正を行うものでございます。

改正の内容でございますが、第243条の2の8第8項を第243条の2の9第8項、また、「損害

賠償」を「損害賠償」に改めるものでございます。

市民への影響等につきましては、特にございせん。

なお、施行日は、地方自治法の一部を改正する法律附則第1条第3号に掲げる規定の施行の日から施行し、錯誤の改正は、公布の日から施行いたします。説明は以上です。

●委員長（森要）

説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。質疑はありませんか。

（「なし」との声あり）

●委員長（森要）

質疑なしと認め、質疑を終結します。

これより討論を行います。討論はありませんか。

（「なし」との声あり）

●委員長（森要）

討論なしと認め、討論を終結します。

これより採決をします。本案は、原案のとおり可決すべきものとして報告することに御異議ございませんか。

（「異議なし」との声あり）

●委員長（森要）

異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決すべきものとして報告することに決定しました。

ここでお諮りします。ただいま議決しました1案件に対する委員会報告書の作成につきましては、委員長に一任願いたいと思います。これに御異議ございませんか。

（「異議なし」との声あり）

●委員長（森要）

異議なしと認めます。よって、委員会報告書の作成については、委員長に一任することに決しました。

以上で付託案件の審査を終わります。

◆休憩

●委員長（森要）

ここで暫時休憩とします。

（ 休憩 午後1時04分 再開 午後1時05分 ）

飛騨市議会委員会条例第30条の規定により、ここに署名する。

産業常任委員会委員長 森 要